

2021年9月16日

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)は、2014年5月28日に《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明いたしました。当社は、「資産運用者としての機関投資家」(以下「運用機関」といいます。)として、顧客・受益者のためにスチュワードシップ責任を果たすため、企業経営者とのミーティングをはじめとした対話の機会を活用し、運用機関の立場から企業に対し経営改善のための意見表明を行うなど、中長期的な企業価値向上と企業の持続的成長を促すことを目的として、建設的な対話に努めてまいりました。その後、2017年の《日本版スチュワードシップ・コード》の改訂も踏まえて、当社の取組みの方針を同年11月28日に改訂いたしました。更に、2019年10月には当社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門(以下「当社グループ」といいます。)にサステナブル・インベスティング部門を新設し、同部門内にインベストメント・スチュワードシップチームを設け、各運用拠点においてスチュワードシップ活動を統括し推進する体制を整えました。当社グループの日本拠点である当社においても、インベストメント・スチュワードシップ部を設け、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者とスチュワードシップ担当者が協働して投資先企業にエンゲージメントを行っています。

今般、2020年3月に発表された《日本版スチュワードシップ・コード》再改訂版(以下「再改訂版」といいます。)を踏まえ、当社におけるスチュワードシップ体制や方針の変更を反映し、当社の取組みの方針を改訂いたしました。

従来、日本版スチュワードシップ・コードは日本の上場株式を対象としていましたが、再改訂版は、他資産への適用も視野に入れていきます。当社のスチュワードシップ方針は日本の上場株式を念頭に記していますが、当社グループは、スチュワードシップ活動の対象は株式に限るものではないと考えています。資産別のスチュワードシップの取組み状況は、以下にある当社グループのグローバル・ベースでの声明をご参照下さい。

[ESG インテグレーション](#)

投資先企業を含め、企業との対話は当社の運用プロセスの根幹であることから、顧客・受益者のために責任ある機関投資家としての活動を継続する所存です。*

* (ご参考) 当社グループにおけるグローバル・ベースでの「スチュワードシップ・コード」への取組みについて

当社グループでは、JPMorgan Asset Management (UK) Limited (英国法人) が英国版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しているほか、香港、シンガポール、台湾においても、

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、顧客・受益者に対する受託者責任における投資パフォーマンスの重要性を認識しています。中長期的な投資リターン拡大の実現する上で、投資先企業の中長期的な成長を促すことが重要であると考えます。スチュワードシップへのアプローチにおいては、投資におけるサステナブルな価値創造を目指します。当社は、企業は責任ある資本配分と、中長期的な価値創造に重点をおくべきだと考えています。
- 当社では、投資一任契約、投資信託契約又は投資助言契約に基づいて運用していますが、契約の区別なく、スチュワードシップ活動全般を行います。年間を通じて企業との対話を重ね、企業価値向上を促す働きかけを継続的に行うことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を目指します。
- 当社は、投資先企業・調査対象企業の状況を確認し、企業の評価に努めます。また、運用機関の立場から、企業に対し、資本効率の改善やその他の経営改善のための意見表明を行うなど、企業の持続的成長を促すことを目的に、建設的な対話に努めます。当社は企業と様々な論点で対話を行っており、通常、各企業と複数のテーマについて意見交換をしています。事例として、下記の論点で対話を行っています：
 - 1) 経営戦略等、中長期的な成長を具体化していく上での経営陣の考え方
 - 2) 資本効率に関する事項(現金残高に関する考え方や持ち合い株式に関する会社のスタンス等。また、ROEに関する目標等も含む。)
 - 3) 上記1)、2)の議論も踏まえた、株主還元に関する事項
 - 4) ガバナンスの状況及びその体制(取締役会の構成、取締役会の多様性、社外取締役の実効性、取締役の報酬等)
 - 5) 経営方針の策定、及び当該方針に関する外部への情報開示のあり方
 - 6) 反社会的行為等が発生した後の企業の対応の状況

各地の責任投資原則やスチュワードシップ・コードに賛同しています。また当社グループは「UNEP FI (国連環境計画・金融イニシアティブ)」及び国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップが推進するPRI (責任投資原則: Principle for Responsible Investment) に署名しています。

7) E(Environment = 環境)、またはS(Social = 社会)に基づく、関連した取組み内容の状況

8) 株主総会に関連する事項(議案に関する考え方等)

- 当社は特に将来のキャッシュフローや事業の継続性に注目しています。この目標を達成する鍵となるのは、強固なコーポレートガバナンスに支えられた、企業経営陣の決然としたリーダーシップであると考えます。そうした特性が欠如している投資先企業に対しては、能動的に対話を行い、ガバナンスの改善を働きかけます。
- 当社は、中長期的な企業価値の向上のために重要度の高い ESG(E(Environment = 環境)、S(Social = 社会)、G(Governance=ガバナンス)) 要素を、アクティブ運用のフレームワークに組み入れています。ESG 要素の把握においては、運用担当者とスチュワードシップ担当者の知見を組み合わせることにより、投資先企業に対する深い理解を得るよう努めています。当社は、企業のサステナビリティに影響を与える要素を、企業が活動する地域の慣行、企業文化、及び企業の組織の多様性に照らして個別に理解し、これらの要素が中長期的に企業財務に与える重要度を理解することに努めています。企業に対する深い理解に基づいたエンゲージメントを通して、投資先企業の中長期的な価値向上に資することを目指します。
- 投資先企業の株主総会においては、当社の「議決権行使に関する基本的考え方(日本株式)」(以下「ガイドライン」という場合があります。)に沿って、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者とスチュワードシップ担当者が協議し、議決権行使について判断します。当社においては運用業務、エンゲージメント活動及び議決権行使を一体のものとして位置付け、運用担当者自身が総合的な判断に携わる体制としています。
- 当社は、顧客との投資一任契約により当社の裁量で議決権を行使できる日本株式、及び当社自身が設定・運用する投資信託で保有する日本株式を対象に、原則として全ての議決権を行使します。

当社の「議決権行使に関する基本的考え方(日本株式)」はこちらをご参照ください。

<https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/corporate-governance/proxy-voting/>

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社の経営陣は、J.P.モルガンの「顧客本位の業務運営に関する原則」*に掲げる基本原則の1つで「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げている通り、運用機関のガバナンス強化・利益相反管理を重要な施策の1つととらえています。

具体的な対応として下記を行っています。

- 当社の従業員には、JP モルガン・チェースの従業員として意思決定を行う際の客観性に影響を及ぼす可能性がある行為又は関係を回避する責任があり、そのための指針を当社で働く際の基本となる指針を定めたコード・オブ・コンダクト(従業員行為規則)に規定しております。コード・オブ・コンダクトは全従業員が毎年その内容を理解し、遵守することを宣誓することが求められています。
- JP モルガン・グループと投資先企業・調査対象企業の間取引関係が存在する場合、当社が、JP モルガン・グループと企業との間の取引を意識した行動・判断をするという形での利益相反が潜在的に生じ得ます。そのような事態を回避する措置のひとつとして、[利益相 反管理方針](#)を定め、公開情報以外の情報の取り扱いを管理するために、J.P.モルガン各社とは物理的、及び電子情報の観点からも、情報の流出・交換を防ぐ仕組みが設けられています。

* J.P.モルガン (JP モルガン証券株式会社、JP モルガン・チェース銀行東京支店、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社、JP モルガン・マンサール投信株式会社)の「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社の「顧客本位の業務運営に関する取組み」については、下記をご参照ください。

[J.P.モルガン 顧客本位の業務運営に関する原則](#)

[当社のお客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況](#)

- 当社は、企業の株主総会での議決権の行使における利益相反に対応する方針について、従前よりガイドライン上で公表しています。以下は、ガイドラインの抜粋です。

利益相反	投資先企業との営業上の関係等に左右されることなく、恣意的な、又は第三者への利益を伴う議決権行使(利益相反)を防ぐ目的で、当社が採用する議決権行使助言機関の意見も参照し、客観的、かつ合理的な意見を基に判断を行う。なお、当社がその運用資産のために議決権を行使するに際し、当社が属するJP モルガン・グループ内において商業銀行業務や投資銀
------	--

	<p>行業務を行う会社との間で利益が相反する可能性が考えられる。そのような会社は、議決権行使対象の企業(当社の運用資産による投資先企業)に対する融資や、当該企業が発行する証券の引受等の取引関係を持つことがあり、その立場(当該企業に対する債権者等の立場)における利益は、必ずしも当社の運用資産における利益と一致しないためである。この利益相反を防止し、当社の議決権行使判断の独立性・整合性を維持するために、当社が属するJP モルガン・グループにおいては、他部門(商業銀行、投資銀行等)と当社を含むアセット・マネジメント部門間での業務に関する情報が他方へ流れることを組織的に規制し、議決権行使に当たっての利益相反を防止している。それでもなお、重大な利益相反の可能性が認められた場合、行使をするにあたり、法令及び顧客との契約において許容される限りにおいて、第三者に行使判断を求めるか、顧客に事前に行使判断の同意を得るか、棄権をする。</p>
--	--

議決権行使やエンゲージメント活動の対象となる会社との間に、利益相反が生じる潜在的な可能性が懸念される場合(具体的には、JP モルガン・グループ各社、投資先企業、当社顧客等との関係上、議決権行使判断やエンゲージメント活動の内容が、利益相反の観点から適切であるかどうかの十分な確証がない場合など)には、前述の利益相反管理方針に基づき、利益相反の回避に努めます。

当社は、営業上の関係を有している企業(例:当社設定の投資信託の販売会社)、及び当社が企業年金の運用委託を受けている企業を、利益相反関係がある投資先企業として認識していません。そのような企業も含め、利益相反の有無の認識にかかわらず、恣意的な又は第三者への利益を伴う議決権行使を防ぐため、議決権行使助言機関の活用などにより、客観的かつ合理的な判断を行います。なお、当社は独立した取締役会や、議決権行使に関する第三者委員会は現在設けていません。議決権行使に関する事項を議論、決定する場として、当社内に議決権行使委員会を設けており、当社のインベストメント・スチュワードシップ統括責任者は議決権行使について、同委員会に定期的に報告します。同委員会は、インベストメント・スチュワードシップ統括責任者、運用部門及び内部管理部門の代表者により構成され、またそれに加えて、当社グループのグローバルサステナブル・インベスティング統括責任者も一員とすることにより、当社における活動と当社グループ全体の活動の整合性を確認します。また、内部管理部門が行う顧客・取引先企業等に対する議決権行使判断のモニタリングの結果も同委員会に報告されます。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 当社は、企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣(トップマネジメント)やIR担当者との間での個別面談、電話取材、Eメールでの情報交換などを通じて、投資先企業の状況の把握に努めています。
- 当社は、運用においてリサーチ主導のアプローチを採用しています。アプローチの詳細は各運用戦略により異なりますが、ESG要素、とりわけガバナンスは投資リターンにおいて重要であると考えます。スチュワードシップ担当者は、運用部門のポートフォリオ・マネジャー及びアナリストとともに、企業との面談に臨み、重要なESG課題の特定や議論を行います。
- 当社では、日本株式運用戦略において投資先企業を事業の質の観点から分析し、独自の戦略分類フレームワークにより、「プレミアム」、「クオリティ」、「トレーディング」、又は「構造的な課題有」のいずれかの格付けを付与し、企業の状況把握に努めています。この評価においてESGは重要な構成要素です。
- 当社では、投資先企業について、当社グループのグローバル・ベースで共通の独自のESGチェックリストに基づいて、ESG要素の把握に努めています。これらの評価は、当社グループがグローバル・ベースで利用する運用プラットフォームにおいて当社グループ内の運用担当者、アナリスト及びスチュワードシップ担当者が共有します。
- 企業の状況を把握する際に、インサイダー情報を含む非公開情報を取得しないよう努めると共に、万一取得してしまった場合の悪影響を防止すべく、適切な社内管理を構築しています。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者と、スチュワードシップ担当者は、調査対象企業とコンタクトをとり状況を把握することに努め、運用機関の立場から企業に対し経営改善のために意見表明を行い、調査対象企業の企業価値向上に努めます。
- 株主総会における議決権の行使に加え、企業の評価のための取材(企業訪問、電話などによる情報の取得)の過程で経営陣に対して、健全な経営及びIR活動が行われる事を求めます。また、企業の経済価値を大きく左右するような突発的な事故・事件、不祥事などが発生した場合には、必要に応じて、善後策の策定・発表や、適切なディスクロージャーを要請します。

- アクティブ運用機関として、エンゲージメントは投資プロセスの重要な構成要素であり、企業経営陣との面談はとりわけ重要であると考えます。投資判断において、自社の分析に加え、第三者の調査を幅広く活用し、広範なESG課題に関して企業と直接エンゲージメントを行います。スチュワードシップ担当者は、運用部門のポートフォリオ・マネジャー及びアナリストとともに、企業との面談に臨み、重要なESG課題の特定や議論を行います。
- エンゲージメントの焦点を明確にするために、当社グループは、普遍的かつ長期的に適用できると考えるスチュワードシップにおける5つの優先事項として、ガバナンス、長期目標との戦略の整合性、人的資本管理、ステークホルダーエンゲージメント、及び気候変動リスクを特定しました。各優先事項については、より短期の時間軸で対応が必要とされるテーマを特定しています。当社は、この5つの優先事項への関連性及び運用戦略上の重要性と、アナリストの評価に照らしてエンゲージメント対象企業を特定のうえ、当該企業へのエンゲージメントを実施し、その成果を検証し、進捗を把握することにより、エンゲージメントの実効性を高めます。
- 企業とのエンゲージメント課題は、経営戦略、経営のパフォーマンス状況、経営に伴うリスクへの考え方、資本構成から、取締役会の構成、経営の監督体制、取締役会全体としてのスキルのバランスや多様性の状況、企業文化のあり方、役員報酬制度の設計など、コーポレート・ガバナンス全般に関する事項、環境や社会に関する幅広いリスクや事業機会に関する事項など、多岐にわたります。エンゲージメントは、企業との日々の個別の面談や社外取締役との面談、あるいはESG担当者との面談など様々な形で行います。当社は、エンゲージメントを第三者に委ねません。
- グローバルな運用機関として、対話先企業の海外同業他社に関する見解の共有等にも努めます。
- 企業への働きかけが具体的な変化に繋がるには時間を要する場合が多いと考えますが、中長期的な視点に基づく企業への働きかけを粘り強く継続することが、企業価値の向上に広く繋がるものと認識しています。
- 企業の状況を把握する際に、インサイダー情報を含む非公開情報を取得しないよう努めると共に、万一取得してしまった場合の悪影響を防止すべく、適切な社内管理を構築しています。
- 対話については自社独自の活動を優先しているものの、有益な場合には、協働エンゲージメントも行います。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 当社は、ガイドライン案の策定及び議決権行使に関する事項を議論、決定する場として、当社内に議決権行使委員会を設けています。同委員会の構成については原則2をご参照ください。
- 当社のガイドラインは、国内外のコーポレート・ガバナンスに関する動向を考慮し、投資先企業の株主価値の更なる向上を目指すために最良と考える考え方を反映するように努めています。また企業との対話において、当社のガイドラインの背景にある考え方を共有することを心がけています。
- 当社は議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services 社から、当社のガイドラインに基づく行使案の助言、議案に関するリサーチ、及び日本株式の議決権行使事務代行のサービスの提供を受けています。行使判断は議決権行使助言会社からの助言を参考にすることも、最終判断は当社が行います。
- ガイドラインでは「原則」の考え方を示していますが、機械的に当社の基準を当てはめるのではなく、企業との対話の内容等をふまえて、個別企業それぞれの状況に応じた議論をしたうえで行使判断をしています。
- 顧客との投資一任契約により当社の裁量で議決権を行使できる日本株式、及び当社自身が運用する全ての投資信託で保有する日本株式を対象に、原則として全ての議決権を行使します。
- 当社は、四半期毎に個別の議決権行使結果及び行使判断理由の公表を行います。公表に際しては、原則として、当社が投資一任契約又は投資信託契約に基づいて運用している日本株式における全ての行使結果及び行使判断理由を開示します。ただし、例外的に、顧客との契約若しくは当社の保有銘柄開示ルール等の制約を受ける場合、又は議決権を行使するにあたり顧客指定のルールに従って行使を行う場合等の一部事例については、公表対象から除外することがあります。

< 開示頻度及び開示時期 >

年4回公表(原則として、株主総会の開催された四半期の翌四半期に開示)します。

< 開示内容 >

- 企業コード
 - 企業名
 - 総会種類
 - 総会日
 - 提案者名
 - 親議案番号
 - 子議案番号
 - 議案分類
 - 賛否
 - 行使判断理由
- なお、議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引については、顧客との契約に応じて行います。当社が設定・運用する投資信託については、現時点では、貸株取引は想定しておりません。一方、投資一任契約の場合には、顧客との契約に応じて貸株取引を行うことがあります。権利確定日をまたぐ貸株の議決権の行使については、当該顧客の意向に応じて対応します。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 当社は株主総会における議案別議決権行使指図結果をホームページで公表しており、個別の議決権行使結果及び行使判断理由の公表も行います。議案別議決権行使指図結果及び行使判断理由をホームページで公表する際、当社の行使判断の傾向等概況説明も行います。
- 投資一任契約の顧客には、当社のスチュワードシップ責任に対する考え方、また議決権行使の状況等の説明を原則として毎年行うべく、働きかけをします。また、顧客から依頼があった場合、当該顧客口座で保有する個別銘柄に関するエンゲージメントの状況についても説明します。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行

うための実力を備えるべきである。

- 当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト及びスチュワードシップ担当者は、投資先企業のみならず、同業他社や他業種に属する企業も含めて幅広い調査を行い、成功例、失敗例などの情報を社内で共有・蓄積することにより、個人及び組織としての知見を高めることに努めます。
- また、当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト及びスチュワードシップ担当者は、外部の専門家が開催するセミナーの参加などによっても、スチュワードシップ活動に関する知識を高める努力を継続します。
- JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店、JPモルガン・マンサール投信株式会社、及び当社は、上述のとおり「J.P.モルガンの顧客本位の業務運営に関する原則」を定めています。その中で、基本原則の一つとして「プロフェッショナル人材育成のための従業員研修等を行うこと」、「適切な報酬・業績評価体系を整備すること」を掲げています。当社における研修制度および人事評価制度の取組み状況については以下をご参照ください。
[お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況](#)

原則8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- 当社は機関投資家向けサービス提供者ではありませんので本原則は適用されません。当社は議決権行使助言会社から、当社のガイドラインに基づく行使案の助言、議案に関するリサーチ、及び日本株式の議決権行使事務代行のサービスの提供を受けています。当社は、議決権行使助言会社が提供するサービスが、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するかの観点も踏まえ、サービスの適切性について毎年、レビューを行っています。

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みに関する自己評価は、原則毎年実施し、その結果は当社ホームページ上で開示します。

以上